令和５年６月22日

１．出席議員

議　長	吉　川　里　己	副議長	松　尾　初　秋
１　番	古　賀　珠　理	２　番	山　﨑　　　健
３　番	毛　利　清　彦	４　番	中　山　　　稔
５　番	江　口　康　成	６　番	吉　原　新　司
７　番	朝　長　　　勇	８　番	豊　村　貴　司
９　番	上　田　雄　一	10　番	古　川　盛　義
11　番	山　口　幸　二	12　番	池　田　大　生
13　番	石　橋　敏　伸	15　番	末　藤　正　幸
17　番	山　口　昌　宏	18　番	牟　田　勝　浩
19　番	杉　原　豊　喜	20　番	江　原　一　雄

２．欠席議員

なし

３．本会議に出席した事務局職員

事　務　局　長	川久保　和　幸
次　　　　　長	奥　　　幹　久
議　事　係　長	草　場　章　徳
議　事　係　員	木　寺　裕一朗

４．地方自治法第121条により出席した者

市　　　　　　　長	小　松　　　政
副　　市　　長	北　川　政　次
教　　育　　長	松　尾　文　雄
総　務　部　長	秋　月　義　則
総　務　部　理　事	黒　尾　聖　洋
企　画　部　長	庭　木　　　淳
企　画　部　理　事	山　北　　　太
営　業　部　長	山　﨑　正　和
営　業　部　理　事	佐　々　木　征　夫
福　祉　部　長	諸　岡　利　幸
福　祉　部　理　事	後　藤　英　明
こ　ど　も　教　育　部　長	古　賀　龍　一　郎
こ　ど　も　教　育　部　理　事	諸　岡　智　恵
ま　ち　づ　く　り　部　長	野　口　和　信
環　境　部　長	弦　巻　一　寿
総　務　課　長	江　上　新　治
企　画　政　策　課　長	小　柳　真　一
財　政　課　長	藤　井　喜　友
会　計　管　理　者	谷　口　　　勝
選挙管理委員会事務局長	山　田　英　昭
監　査　委　員　事　務　局　長	前　田　　　実
農　業　委　員　会　事　務　局　長	田　栗　和　彦

議　事　日　程　第　５　号

６月22日（木）10時開議

日程第１　第45号議案　専決処分の承認について（令和４年度武雄市一般会計補正予算（第11回））
（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）

日程第２　第46号議案　専決処分の承認について（武雄市税条例の一部を改正する条例）
（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）

日程第３　第47号議案　専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）

日程第４　第48号議案　専決処分の承認について（令和５年度武雄市一般会計補正予算（第１回））
（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）

日程第５　第49号議案　専決処分の承認について（武雄市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）

日程第６　第51号議案　令和５年度武雄市一般会計補正予算（第３回）
（質疑・所管常任委員会分割付託）

日程第７　第52号議案　令和５年度武雄市一般会計補正予算（第４回）
（質疑・産業建設常任委員会付託）

日程第８　報告第３号　令和４年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
（質疑）

日程第９　報告第４号　令和４年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
（質疑）

日程第10　報告第５号　令和４年度武雄市新工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
（質疑）

日程第11　報告第６号　令和４年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
（質疑）

日程第12　報告第７号　令和４年度武雄市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
（質疑）

日程第13　報告第８号　令和４年度武雄市工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について
（質疑）

日程第14　　　　報告第９号　令和４年度武雄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
（質疑）

日程第15　　　　報告第10号　令和４年度武雄市土地開発公社事業報告について
（質疑）

日程第16　　　　報告第11号　令和４年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告について
（質疑）

日程第17　　　　報告第12号　専決処分の報告について
（質疑）

日程第18　　　　報告第13号　専決処分の報告について
（質疑）

日程第19　　　　請願第１号　北方町を水害から守るための請願
（趣旨説明・質疑・総務常任委員会付託）

日程第20　　　　特別委員会の設置について
（趣旨説明・質疑・討論・採決）

開　　議　　　９時57分

○議長（吉川里己君）

前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第52号議案を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

〔12番「議事進行」〕

○議長（吉川里己君）

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

議長にお諮りしたいことがあります。

昨日、動議が出されたときに、言葉の中で「たまたま総務常任委員会に所属している」と。委員会制度を取っているこの武雄市議会において、たまたま所属するということはないと思うんですね。総務の委員さんが提出された、総務の中でもんでもいないことでした。

この「たまたま」という言葉について精査をお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

ただいま12番池田議員から議事進行がありました。

武雄市議会の委員会の構成につきましては、代表者会で協議の上、希望を取って調整の上、議長が指名するというふうなことになっております。

「たまたま」という言葉については、昨日の発言者のそのときの思いの中で出てきた言葉

だというふうに思っております。不適切な発言ではございませんので、この件については御了承いただきたいというふうに思っております。

以上です。

議事を再開いたします。

日程第１　第 45 号議案

日程第１．第 45 号議案　専決処分の承認についてを議題といたします。

第 45 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 45 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 45 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第２　第 46 号議案

日程第２．第 46 号議案　専決処分の承認についてを議題といたします。

第 46 号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 46 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 46 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第３　第 47 号議案

日程第３．第 47 号議案　専決処分の承認についてを議題といたします。

第 47 号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 47 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 47 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第４　第 48 号議案

日程第４．第 48 号議案　専決処分の承認についてを議題といたします。

第 48 号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 48 号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 48 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第５　第49号議案

日程第５．第49号議案　専決処分の承認についてを議題といたします。

第49号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第49号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第６　第51号議案

日程第６．第 51 号議案　令和５年度武雄市一般会計補正予算（第３回）を議題といたします。

第51号議案に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

歳出の４款１項２目 12 節の委託料、この中に冷凍庫等廃棄委託料 55 万円ですけれども、上がっております。

これ、新型コロナワクチンの冷凍庫だったんじゃないかなと思いますが、そこがどうなのかと、これ、新しいのに廃棄をする、再利用することができないのかと併せてお尋ねを、廃棄しなければいけない理由も含めてお願いいたします。

10 款５項４目．図書館費、18 節の負担金及び交付金のところで、指定管理者電気料金高騰対策補助金、これ図書館全体の指定管理者がしているところですね。自主営業というかですね、そこがあると思うんですよね。

そこの面積案分ですね。面積案分ができているのか、面積案分があるとすれば、面積の率ですね、そこをお尋ねいたします。

○議長（吉川里己君）

諸岡福祉部長

〇諸岡福祉部長〔登壇〕

おはようございます。議員、最初のほうに質問のありました冷凍庫についてでございますが、こちらについてはコロナワクチンを保管する機器になっております。

廃棄につきましては、一般的な機器ではないといったところでの廃棄かと考えております。

〇議長（吉川里己君）

諸岡こども教育部理事

〇諸岡こども教育部理事〔登壇〕

おはようございます。指定管理者の民業の部分の面積の率は案分をしておりまして、今回、補助金に上げております部分は、民業の部分、自主事業の部分は除いたものになっております。

面積の率ですが、案分した率は、公共の部分で大体 86％、自主事業の分で 14％となっておりますが、もろもろ協議をいたしまして、自主事業の部分は 15％で、公共の部分、こちらのほうが受け持つ部分が 85％で計算しておるところでございます。

〇議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

20 番江原議員

〇20 番（江原一雄君）〔登壇〕

ただいまの答弁の関連ですけれど、図書館の指定管理料、指定管理者への、私は必要ないと。

あわせて、体育関係の施設の高騰対策補助金というのがありますが、趣旨からいって、電力の高騰に対する補助規定の中で、こうした事業者への補助金というのは何を根拠に出されるわけですかね。それが１点と。

本来、図書館の民営部分については、私はこれ正しくないと。

だから、根拠、いわゆる一般民間の事業者の高騰対策費みたいなものはあるんですかね。なのに、いわゆる役所が管理する指定管理者への、こういう補助金制度というのは特別扱いみたいに感じるんですけど、その２点について。

〇議長（吉川里己君）

諸岡こども教育部理事

〇諸岡こども教育部理事〔登壇〕

今回の補助につきましては、令和４年度の図書館・歴史資料館の電気料金がエネルギー価格の急激な上昇と、それに伴います電力会社の高圧電力契約の見直しにより大幅に増額となったため、図書館サービスを維持し、安定的な施設運営につなげていくために、指定管理者に対し電気料金の高騰分を補助するものでございます。

根拠につきましては、協定書の中に不測の事態が起きました場合は協議をするというふう

になっておりますので、その分に基づいて、今回の電気料金の高騰は世界情勢によるもので予期できないもの、図書館のサービスを維持していくためには必要なものというふうに判断をいたしました。

〇議長（吉川里己君）

20 番江原議員

〇20 番（江原一雄君）〔登壇〕

令和４年度の図書館の収支報告、出されていると思いますけれど、令和４年度の委託の決算、出てますか。内容についてお示しください。

〇議長（吉川里己君）

できる限り、細かい数字等については、質疑通告をよろしくお願いをしたいというふうに思います。

そして、直接議案に係るものについて、絞ってお願いをしたいというふうに思います。

諸岡こども教育部理事

〇諸岡こども教育部理事〔登壇〕

すみません、資料を探すのに時間がかかりました。申し訳ございません。

指定管理料におきましては、収支の分で収入のほう、指定管理料も含みまして、１億 7,818 万 8,000 円となっております。

支出の合計といたしましては、１億 8,101 万 4,000 円になっておりまして、そのうちの電気料の実績でございますが、電気料は 1,527 万 4,133 円となっております。

〇議長（吉川里己君）

20 番江原議員

〇20 番（江原一雄君）〔登壇〕

本来、収支決算が毎年出ているわけですけれど、大体赤字で報告されているんですよ、大体。黒字になったことはありません。それでも維持して、運営して、委託しているわけですよ。それは民業部分での明確な収入があるわけです。

あそこ見よったって、本がたくさん買えますからね、買う方いらっしゃいますから。いろんな、鉛筆から、消しゴムから、何でもあるわけですから。

だから、根拠を、指定管理に対しての根拠は明確に、世界情勢って言われましたけれども、全国全てこれやっているわけですか。参考のためにお尋ねします。

〇議長（吉川里己君）

諸岡こども教育部理事

〇諸岡こども教育部理事〔登壇〕

県内の指定管理者制度を導入している施設でございますが、佐賀県では、アバンセ、九州シンクロトロン光研究センターのほうに対して、電気料高騰分として、同様に補填がされて

おります、補助がされております。

あと、ＣＣＣが管理している図書館におきましても、補助がされているところでございます。

○議長（吉川里己君）

諸岡福祉部長

○諸岡福祉部長〔登壇〕

先ほど池田議員のほうから質問ありましたことに関して、処分についての答弁をいたしましたが、今回につきまして、処分だけではなく、譲渡ということでも検討しております。

移送費のほうの予算も今回お願いしておりますので、以上の点で廃棄だけではないということで進めております。

○議長（吉川里己君）

17番山口昌宏議員

○17番（山口昌宏君）〔登壇〕

質疑に入っとうですかね。いいですかね。

あの衛生費の中で、入っとうでしょう。

というのは、水道料金の負担軽減の支援事業って書いてあって、それが１億6,280万というのが例の３か月分なのか、それが一つと。

その下に、水道未契約者に対する物価高騰影響軽減補助金、72万9,000円というのがあるんですよね。これ、水道の未契約者というのは、水道料金は払いよらんわけでしょう。契約はしとらんとやけん。

その人たちに対する物価高騰影響軽減補助金というのはどういう意味なのか、私には内容がよく分かりませんので、その辺のところのお尋ねをしたいと思います。

○議長（吉川里己君）

弦巻環境部長

○弦巻環境部長〔登壇〕

まず、１点目の水道料金の減免の分でございますけども、これにつきましては、水道契約者、事業者、全ての方に対しての減免、20立米までの水道料の使用料金、７月、８月、９月の３か月分を免除するものでございます。

２点目に、水道契約者以外の方の対応につきましては、もちろん、水道契約、井戸水、また、山水等を利用されている方が対象ということでございますけども、今回の事業の趣旨といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、その中の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用しております。

これにつきましては、エネルギーや食料品等の価格の高騰による影響を受けている市民生活や経済活動への支援を行うものでございまして、この事業の趣旨といたしまして、全ての

方、多くの方にこの物価高騰等への、支援を行うつもりで今回未契約者の方の対応に、５立米でございますけれども、基本料金の分を補助することとしております。

〇議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分につきましては、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第７　第52号議案

日程第７．第 52 号議案　令和５年度武雄市一般会計補正予算（第４回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。秋月総務部長

〇秋月総務部長〔登壇〕

おはようございます。第 52 号議案　令和５年度武雄市一般会計補正予算（第４回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、まず、袴野地区地すべり対策事業について、令和４年１月から４月に（仮称）新武雄工業団地に隣接する山林が崩壊したため、早急に対策を行うためのものです。

次に、強い農業づくり総合支援事業について、新規就農者や規模拡大を志向する農業者を支援することにより、収益性の高い園芸農業を確立し、産地力の強化を図るためのものです。

補正予算書の２ページを御覧ください。

第１条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ５億 5,376 万 3,000 円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 262 億 2,800 万 4,000 円とするものでございます。

歳出について説明します。

予算説明書の 12 ページを御覧ください。

２款２項１目．企画総務費では、袴野地区地すべり対策事業に係る経費として、地すべり詳細設計等業務委託料や用地購入費、立木補償費など、7,187 万円を計上しております。

６款１項３目．農業振興費では、強い農業づくり総合支援事業に係る経費として、当該事業費負担金及び事業費補助金として、４億 7,917 万 3,000 円を計上しております。

14 款．予備費では、今回補正の収支財源調整として 272 万円を追加しております。

次に、歳入について説明します。

予算説明書の 11 ページを御覧ください。

16 款．県支出金では、強い農業づくり総合支援事業に係る県補助金として、当該事業費補助金を４億 5,276 万 3,000 円、19 款．繰入金では、財源調整として、財政調整基金繰入金を 3,000 万円、22 款．市債では、袴野地区地すべり対策事業に係る地方債の借入れとして 7,100

万円を計上しております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉川里己君）

第52号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

18番牟田議員

○18番（牟田勝浩君）〔登壇〕

先ほど言われた農業振興費の強い農業づくり、４億8,000万円以上なんですけど、内容をお教えください。そして、この申請というのはどのようにすればいいのか、どのような方向から来るのか。

以上２点、お伺いしたいと思います。

○議長（吉川里己君）

佐々木営業部理事

○佐々木営業部理事〔登壇〕

今回、補正をお願いしている分でございます。

強い農業づくり国庫事業補助金ということで、今回手を挙げられた方につきましては、新規就農者の２名の方並びに５年以内の規模拡大をされる農業者の方で、申請等につきましては、市町を通じて国のほうへ申請するという形になっております。

施設園芸ということで、品目としましてはハウスでのキュウリ栽培のほうになります。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業建設常任委員会に付託いたします。

日程第８　報告第３号

日程第８．報告第３号　令和４年度武雄市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第３号について質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第９　報告第４号

日程第９．報告第４号　令和４年度武雄市競輪事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第４号に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第10　報告第５号

日程第10. 報告第５号　令和４年度武雄市新工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第５号に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第11　報告第６号

日程第11. 報告第６号　令和４年度武雄市国道34号用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第６号に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第12　報告第７号

日程第12. 報告第７号　令和４年度武雄市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第７号に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第13　報告第８号

日程第13. 報告第８号　令和４年度武雄市工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第８号に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第14　報告第９号

日程第14. 報告第９号　令和４年度武雄市下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第９号に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第15　報告第10号

日程第15．報告第10号　令和４年度武雄市土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

報告第10号に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第16　報告第11号

日程第16．報告第11号　令和４年度一般財団法人武雄市体育協会事業報告についてを議題といたします。

報告第11号に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第17　報告第12号

日程第17．報告第12号　専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第12号に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第18　報告第13号

日程第18．報告第13号　専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第13号に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度にとどめたいと思います。

日程第19　請願第１号

日程第19．請願第１号　北方町を水害から守るための請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。２番山﨑議員

○２番（山﨑　健君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。今回、請願書を提出されましたので、趣旨説明を行っていきたいと思います。

まず、北方町を水害から守るための請願と、お手元に資料があると思いますが、簡単に説明していきたいと思います。

低平地の北方町は、毎年のように水害と闘ってきました。北方町では、堤防のかさ上げや久津具地区の内水排水機場を設置するなど、水害解消対策に向けて、町民一丸となって一生懸命頑張ってきました。

令和元年、線状降水帯による豪雨に見舞われ、広範囲な大水害を被りました。令和３年になりますと、再び排水ポンプを停止したことが大きな原因で水害が起こりました。

武雄市にとって、今後、自己完結型の水害対策が求められていると思います。

北方町の生命、財産を守るため、武雄市長に対しての意見を申していただきたく、請願いたしますというふうに出されています。

１つ、低平地を考慮した水害対策に取り組むこと。

２つ、有明海の潮水が六角川に逆流しないような対策を取ること。

３つ、内水排水ポンプを止めない水害対策に取り組むこと。

４つ、「内水排水ポンプを止めたので、大水害にあった」と言われない水害対策に取り組むこと。

５つ目、200 万トン以上と言われた大量の余水処理等を一度に処理できる水害対策に取り組むこと。

以上の趣旨で請願人、黒岩幸生、そして、紹介議員として、私、山﨑ほか、池田議員、吉原議員、毛利議員、古賀議員と、水害地区、甚大な被害にあった地区の議員が紹介議員となっております。請願人の黒岩幸生氏は元議員であり、旧北方町時代から党派を問わず、議会一丸となって、水害対策に取り組まれてきました。

現在、武雄市にその流れを、武雄市にとって水害対策は重要な課題となっております。その流れを引き継ぐ意味でも、この請願の紹介議員として趣旨説明を行いました。

皆様の御賛同を賜りますよう御審議よろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

請願第１号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第 20　特別委員会の設置について

日程第 20、昨日の特別委員会設置を求める動議を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。９番上田議員

○９番（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。「大学設置に関する特別委員会」の設置を求める動議についての趣旨説明を行わせていただきます。

昨日もお話をさせていただきましたが、今議会の一般質問においてもたくさんの議員が取り上げるなど、このたびの学校誘致、今回の場合、大学設置に関する事案については、我々議会はもちろん、市民の皆様の関心が非常に高いところでございます。

そういう中で、一般質問の答弁の中で、相手先の学校法人と協議が調ったら議会に、また、委員会にお諮りをするような趣旨の答弁もあったところでございます。

振り返ってみると、この場合の委員会というのは、総務常任委員会のことを指すのかなと個人的には思ったところではございます。

ただ、この件については大学設置の事案であり、教育に関する最たるものでございます。

武雄市の機構改革の関係で、所管が総務常任委員会になっているものではありますが、教育といえば、やはり福祉文教常任委員会になるということは明らかではないかと思うわけでございます。

また、一方で、大学建設に関しては、校舎建設のことはもちろんですが、広域的なまちづくりなど、雇用や経済にも関連すること、さらには、学部構想では韓国といったような海外との連携なども取り沙汰されており、産業経済常任委員会にも関連することになると思っております。

何より、先日行われました全員協議会の場においても、様々な質疑が行われ、総論賛成や歓迎の中にも、各論に疑問をお持ちである方が、たくさんいらっしゃるというのは肌で感じているところでございます。

そういうことから、武雄市の悲願である大学設置については、執行部も既に大学設置支援室を設置して実現に邁進していることも鑑み、我々市議会も単独の常任委員会で議論がなされ、ほかは事後報告というような形ではなく、議会が一丸となって実現に向けて、それぞれの疑問を解消しながら歩みを進めるべきだと思い、議長を除く19名の議員によって構成される「大学設置に関する特別委員会」の設置を求め、閉会中も継続して調査することを求めるものでございます。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（吉川里己君）

提出者に対する質疑を開始します。質疑ございませんか。

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

所管が基本、総務に関わる部分が多数を占めているということであります。そこを含めて、今回、特別委員会を設置するにあたっての、まず、事件議案、これが上がっているのか。総

務委員会に付託を受けている部分は、今回はありません。特別委員会の設置をするには、事件議案があって初めて特別委員会が設置できると思います。議論は、全員協議会の中でも報告、聞けると思うんですよね。

そこで、こういうやり方をすれば、議事進行のときに言いました、武雄市議会は常任委員会制度を取っております。民間の大学を設置されるのに当たって、この特別委員会の設置が適当なのか。そして、公設だったら、特別委員会を設置してやる必要は大いにあると思います。

この「特別委員会を設置する議案」ここと、「費用について」ここをまず御説明ください。

○議長（吉川里己君）

９番上田議員

○９番（上田雄一君）〔登壇〕

すみません、何点か要点が私の中で聞いていて、整理ができていないので、答弁が食い違うかも分かりませんけれども。

先ほど質疑があられました中では、地方自治法の第109条第４項に、特別委員会は議会の議決により付議された事件を審査するということで明記をされておりますけれども、我々武雄市議会の委員会条例第６条においては、必要がある場合において議会の議決で置くというような条例もございますので、私は今回の、先ほど申し上げましたけれども、学校誘致、この場合の大学設置については武雄市民の皆さんの大変大きな関心もあるわけで、横断的に常任委員会をまたがってでも、全議員で実現に向けて邁進するべきではないかというところで、今回、動議を出させていただいたところでございます。

費用の面については、実現に向けて我々が協議をしていく中で、全議員による特別委員会を設置してのことでございますので、何を目的で費用のことを申されているのかが、ちょっと私には理解できておりません。

あと、公設と民設の違いで、特別委員会を設置するのか、しないのか。公設だったらするべき、民設だったらしないべき、そもそも私はその根拠の理由が、私にはちょっと理解できません。

○議長（吉川里己君）

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

今、出したとは、執行部やけんのということですが、まだ事件議案として上がってきていないわけですよね。

先ほど地方自治法のことを話されました。武雄市の委員会条例でしたっけ。

提出者の方は、地方自治法と市の委員会条例とどちらを尊重するべきだと思われますか。

○議長（吉川里己君）

９番上田議員

〇９番（上田雄一君）〔登壇〕

地方自治法と武雄市の委員会条例、どちらを尊重すべきかって、どちらも尊重すべきだとしか私は思いませんけれども。

武雄市の委員会条例に基づいて、現在も武雄市議会としては、常襲水害地対策特別委員会であったり、議会改革等調査特別委員会であったり、そういうのを設置しているんじゃないかなと私は思うわけですけれども。

以上です。

〇議長（吉川里己君）

20番江原議員

〇20番（江原一雄君）〔登壇〕

まず１点です。

動議で出されました。全く虚を突かれる感じですよ。

今まで、全員協議会が２回ありました、２月 13 日、５月と。本来、武雄市議会は会派制を取っています。この動議を出す前に、議会としての対応、議長の呼びかけでもありませんし、会派代表者会をまず開くべきだと。議長に要請をしてですね。

大きな問題でもあります。だからこそ、会派代表者会を開くべきだというのを、認識をお尋ねします。

２点目に、本来、執行権と議決権と、まさに二元代表制なんですよ。そういうときに、執行権者が執行する上で取り組む。議会は議会として、最大の議決権があるわけです。

この動議で提出された今の趣旨説明を伺っていると、私これ、一緒くたにしていると。同じように受け止めておられるんじゃないかなと思うんですよ。

とにかく執行権で進めることを、全て議決権者が報告を受けてやり取りをしなければならないというような趣旨説明、提案なんですよ。

今まで全員協議会が２回、今言いましたようにありました。

全員協議会というのは、執行権者が、議決権を持っている市議会に対して、十分な説明を繰り返ししながら、相互にキャッチボールしながら、行政を進めていくと。趣旨なんですよ。仕組みとして、私は受け取っています。

だから、提出者に対して、この４年制大学の件で、執行権の問題と議決権の問題についてどのように認識されているか、２点目お尋ねします。

３つ目に、これ特別委員会をつくると、費用弁償がかかってくるんですよ。（「そういう問題じゃない」と呼ぶ者あり）だから、今言われるやじのようにね、「費用弁償があるけん、行く」とかね。そういうレベルじゃないんですよ。１人当たり１日 1,800 円、掛け 20 名、幾らですか。

やっぱり市民の付託を受けて、議会活動をする上では、私はこれまで説明していただいた全員協議会でやるべきだと。

そのことについての費用弁償を伴う特別委員会の設置の必要性は、私はないと。その点についての認識を求めたい。

４点目に、県内の４年制大学、一番身近なところで、８年前に小城市で西九州大学の小城キャンパス、看護学部が設置されたようです。

これも市有地を提供されております。

〔17 番「どっちの市」と呼ぶ者あり〕

小城市の話をしているんですよ。

だから、そのときにどういう経過をされたかというと、こういう特別委員会の設置条例、設置は審議していないんですよ、構成していないんですよ。それでいいんですよ。

だから、私は小城市と比較しても、武雄市議会の運用の仕方はちょっと異常だと。まして、動議で出てくるなんてね、市議会の全議員が、全会派が協議をしながら進めていくというのが、慎重な対応が必要なんだと、議会運営は。

だからこそ、以前の、私、裁判まで、言わざるを得ませんよ。当時の議長の時代に議決しなかったんですから、議会に。

そういう問題を、今回改めてまた再び蒸し返すような動議の提出には、私は反対です。

この４点、御説明いただきます。

○議長（吉川里己君）

９番上田議員

○９番（上田雄一君）〔登壇〕

４点の質疑が、ちょっとすみません、メモ用紙を持ってきていなかったので、何とも全部が把握できているかどうか分かりませんけど、執行権と議決権をどう思っているかっていう質問ありましたよね。これは、そのままじゃないかと思うわけですけど。

提出者の認識は、執行権と議決権の違いだと思っておるわけですけど。提案権と議決権の中身と言われても、ちょっと答えようがないようなところがあるんですけど。

それから、動議に出したのは、私の一般質問を聞いていただいていたかどうかはちょっと分かりませんけど、議会の一般質問の中でも、もう既に私はずっとそのことを考えておったところでございまして、皆さんの一般質問を全部聞いた上でというところで、先輩方にも御相談をさせていただきながら、進めてきたところでございますけど。

それと、あと２点。

〔20 番「会派の代表者会」と呼ぶ者あり〕

それ、「議長にお伺いします」っておっしゃいませんでしたっけ。もちろん私が答えますけど。

文章の中で、「議長にちょっとお伺いします」というようなことがあったような記憶がしておるところでございますけど、全協の、全協じゃないのだ、費用弁償のことがどうなんだということでございましたけど、もう私はやはり今回の大学設置ということに関しましては、やはり武雄市が抱える大きな希望というか、関心事がかなり高いものがあります。

執行部のほうにしても、大学支援設置室でしたっけ、設置をされてまで前に進めようというようなところで、我々議会も特別委員会を設置してでも調査していくべきことではないかというところで、提案をさせていただいたところでございます。

特別委員会が必要だと思いましたので、動議を提出させていただきました。

○議長（吉川里己君）

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

会派代表者会は、これ、もう上田議員も20年目でしょう。５期目でしょう。

これまで会派代表者会、参加された経緯もあろうかと思います。

やはり、武雄市議会のスタートなんですよ。改選後、会派代表者会を開いて、構成も含めて。

だから、やっぱりそういう手順は、私は必要なんですよ。だから、動議じゃ、私は、正しくないと。それについての認識を伺っているんですよ。まず、第１点目ね。

２つ目に、２つ、３つ言いました、４つ目にも。小城市の例を言いました。

やっぱり類似のそういうケースを見たときに、武雄市議会が特別委員会を開くというのは、あくまでもそれは市議会として調査、執行権に対して調査をしたり、十分な調査をするべきだという意味での特別委員会設置なんですよ。議決権を持っている議会は。

それが市民の関心があるというだけでは、それは特別委員会をつくる理由じゃないんですよ。これについて認識を求めます。

○議長（吉川里己君）

９番上田議員

○９番（上田雄一君）〔登壇〕

会派代表者会については、会派代表者会をする前に動議を出したということでございましたけど、私自身は動議を出すべきだと思いまして、動議を出させていただいて、今後の進め方等々については、逆に会派代表者会の皆さんともいろいろ御相談をさせていただいていったほうがいいのかなという思いで動議を出させていただきました。

先ほどの特別委員会を設置して調査ということについては、調査をすることが必要だと思いまして、特別委員会の設置をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（吉川里己君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

20番江原議員

○20番（江原一雄君）〔登壇〕

日程第20．特別委員会の設置について反対を申し上げたいと思います。

先ほど提出者に質疑をいたしましたけれど、その中に網羅されているわけですが、市議会の持っている議決権と、市長をはじめ執行側の執行権者の持っている内容は、明確に区別するべきなんですよ。

だから、全員協議会で、この間、２月、５月と報告があったわけですよ。それに対して様々な意見を要望したわけです。お互いの認識を深めあったわけであります。

でも、今回、先ほど小城市の市議会の例を紹介しましたけれど、小城市議会、小城市の市有地、本当にいい場所です。それが看護学部の設置ということで、設置をされているわけですけど、特別委員会はつくっていないんですよ。それが当たり前なんですよ。

本来、市議会が持っている議決権というのは、やはり執行権に対して問題があったり、重要な案件だ、調査をするべきだということで、調査特別委員会等をつくっていくわけです。

今回、武雄市議会として常設の特別委員会はつくられているわけですけれど、あくまでも今回４年制大学、民間の事業者の設置する案件については、私は市議会として特別委員会をつくる妥当性はないと言わざるを得ません。

まして、執行権と議決権を混同して、ある意味ではホスト的なものを途端に設置していくというのは、私は、改めて武雄市議会が過去にありますように、議決権を持っている議会に提案をしなかった執行権者があったわけですから、そういう議決権をちゃんと発揮できる市議会をつくるべきだと、あえて申し上げて反対討論といたします。

○議長（吉川里己君）

８番豊村議員

○８番（豊村貴司君）〔登壇〕

今回の提案に対しまして、賛成の立場で討論いたします。

各御意見ありましたが、まず、動議が提出されまして、２名以上の賛成者があって、そして、議運にかけられてというふうな形の流れを取っております。

説明でもありましたように、幅広くいろんな形で各委員会、携わるところもあります。市民の皆様の関心も高く、そして、今議会においても様々な質疑がされました。２名の方から質問がありましたけれども、片方は委員会で、片方は全員協議会でというふうな話もあります。

今回、一般質問の中でも、執行部からは支援の内容については、協議の進む中でできるだけ早く議会の皆様にも丁寧に相談していきたいと考えておりますというふうな形でありました。

そういったことからも、特別委員会という形で調査できるような形で、しっかりと執行部と協議を重ねていきながら進めていく、そういうふうな形が必要と思いますし、公設と民営というふうな形がありましたけれども、市が支援を行うということを明言されている以上、やはり議会としてそこはしっかりと調査をしていく必要があるというふうに思っております。

また、小城市の例を出されましたけれども、小城市は小城市、武雄市は武雄市の状況があると思います。

今回の提案に対し、皆様の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉川里己君）

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより本件を採決いたします。

本件は提案のとおり議長を除く19名の議員による大学設置に関する特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して調査検討をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本件については議長を除く 19 名の議員による「大学設置に関する特別委員会」を設置し、これに付託の上、閉会中も継続して調査検討する件は可決をされました。

次に、特別委員の選任は、武雄市議会委員会条例第８条第１項の規定により、議長が指名することになっております。よって、議長を除く19名の全議員をもって特別委員に指名いたします。

ここで、正副委員長の互選のために暫時休憩いたします。

休　　憩　　10時59分

再　　開　　11時14分

○議長（吉川里己君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、特別委員会の互選の結果について報告をいたします。

特別委員会委員長に17番山口昌宏議員、副委員長に８番豊村議員。

以上でございます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散　　　　会　　　　　11時14分